平成２４年（フ）第３３７号
栃木県宇都宮市平松本町353番地11　ドミール平松306、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼1032番地６
債務者　小平　優子
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５２号
栃木県下野市下石橋466番地１　カーザアンソレイエＢ棟101、前住所栃木県下野市下石橋108番地９
債務者　坂戸　弥生
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９８号
川崎市川崎区観音１丁目13番10―501号
破産者　有限会社マサカメンテ
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
川崎市宮前区馬絹2423番地
破産者　有限会社菱栄企画
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
福岡市中央区舞鶴１丁目６番28号
破産者　株式会社ヒューラック
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４４１号
札幌市中央区北４条西13丁目１番１号
破産者　光星ハイヤー株式会社
１　決定年月日　平成24年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９２号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘12丁目４番13号
破産者　有限会社インテリア成田
１　決定年月日　平成24年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字黄金山６番地20
破産者　エンドウ重機建設株式会社
１　決定年月日　平成24年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８３７号
熊本市北区四方寄町518番地２
破産者　有限会社コムライフ
１　決定年月日　平成24年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９１号
長野市大字大豆島4199番地
破産者　株式会社中部地質
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
愛知県豊橋市江島町118番地の１
破産者　有限会社荒木産業
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産終結

平成１６年（フ）第３３号
愛知県豊橋市忠興２丁目15番地16、破産決定時の住所愛知県豊橋市駅前大通３丁目５番地
破産者　織間　公男
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要旨　最後の配当を終え、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２１号
石川県鳳珠郡能登町字時長キ字14番地
破産者　有限会社中下鉄工
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所輪島支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４０号
宮崎県串間市大字崎田635番地
破産者　竹島　善浩
１　決定年月日　平成24年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３号
神奈川県厚木市長谷1604―３　長谷寮Ｂ―201、住民票上の住所長野県塩尻市大門桔梗町17番15号　堀川住宅Ｂ号
破産者　小林　幾郎
１　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
２　一般調査期日　平成24年９月28日午前10時
平成24年７月３日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４０３９号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号大阪マーチャンダイズマートビル
破産者　株式会社トスカァナ
１　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
２　一般調査期日　平成24年９月13日午後３時30分
平成24年７月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１号
愛知県岡崎市城北町５番地６　レインボー城北603
破産者　久世　一郎
１　破産債権の届出期間　平成24年８月７日まで
２　一般調査期日　平成24年８月27日午後３時10分
平成24年７月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
京都府木津川市加茂町駅東４丁目５番地９
破産者　株式会社大建
１　破産債権の届出期間　平成24年８月７日まで
２　一般調査期日　平成24年９月11日午後１時30分
平成24年７月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
大分市富士見が丘西３丁目８番14号
破産者　大塚　俊樹
１　破産債権の届出期間　平成24年８月21日まで
２　一般調査期日　平成24年10月５日午前10時10分
平成24年７月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の特別調査期間

平成２３年（フ）第２８号
大分県速見郡日出町大字藤原6005番地50
破産者　小路　　郁
特別調査期間　平成24年８月１日から平成24年８月14日まで
平成24年７月３日
大分地方裁判所杵築支部破産係